この書面をよくお読みください。

交付日 年 月 日

特定継続的役務提供取引 (美容医療) 概要書面

1 役務内容と概算額

役務の提供期間	年	月	日 ~	年	月	日	
---------	---	---	-----	---	---	---	--

役務の名称	役務の補足説明	金額
		¥
		¥
	合計①	¥

関連商品の名称	関連商品の補足説明	金額
		¥
		¥
	合計②	¥

お支払総合計金額 ①+②	¥

2 お支払方法及びお支払時期

お支払方法お支払時期		金額
クレジットカード1回払い	年 月 日	¥

3 クーリング・オフについて

(1) 患者様が契約書面を受領した日から起算して8日間以内であれば、関連商品を含め、書面または電磁的記録(メール等 宛先メールアドレス: biyou@kyototakeda.jp)により契約を解除することができます。これをクーリング・オフといいます。なお、関連商品のみのクーリング・オフは認められません。患者様がクーリング・オフした際には、違約金及び利用した役務の対価等の支払いをすることは不要です。また、当法

人が、当該契約に関して患者様から金銭を受領しているときは、速やかに全額を返金 いたします。

ただし、関連商品のうち消耗品については、開封したり、その全部もしくは一部を使用または消費したとき(当法人が患者様に当該商品を開封させたり、その全部または一部を使用または消費させた場合は除きます。)は、当該商品をクーリング・オフすることはできません。

- (2) 当法人が患者様に不実のことを告げ、または威迫したことによりクーリング・オフが 妨害された場合は、患者様は、改めて当法人からクーリング・オフができる旨を記載 した書面を受領し、当法人より説明を受けた日から起算して8日間以内であればクー リング・オフをすることができます。
- (3) 関連商品の引渡しが既に行われている場合は、当該関連商品の引取りに要する費用は当法人の負担とします。
- (4) クーリング・オフは、患者様が書面または電磁的記録(メール等 宛先メールアドレス: biyou@kyototakeda.jp) を当法人宛に発信したときにその効力が生じます。

4 中途解約について

(1) 患者様は、クーリング・オフ期間を過ぎても、関連商品を含め契約の中途解約ができます。ただし、関連商品のうち消耗品については、開封したり、その全部もしくは一部を使用または消費したとき(当法人が患者様に当該商品を開封させたり、その全部または一部を使用または消費させた場合は除きます。)は、当該商品を中途解約することはできません。また、未使用であっても、著しく商品価値がそこなわれている場合は、残存価値が認められないことがあります。その場合は、返金対象外となります。なお、関連商品のみを中途解約することはできません。

中途解約時の費用として、次の料金をお支払いいただきます。

【役務提供開始前】2万円

【役務提供開始後】提供された役務の対価に相当する額+関連商品代金+解約手数料

- ・「提供された役務の対価」 1回あたりの役務料金×利用回数
- ・「関連商品代金」 消耗品のうち開封または使用したものの代金
- ・「解約手数料」 契約残額 (未消化役務残額) の20%に相当する額 (上限5万円)
- (2) 役務提供期間が過ぎた契約については、中途解約はできませんのでご注意下さい。
- (3) クレジット等をご利用の場合の精算は各クレジット会社所定の方法によりますので、 詳細は各クレジット会社の規約等でご確認下さい。

6 前受金の保全措置

前受金の保全措置については、行っていません。

7 事業者の概要

法人名	医療法人社団恵心会 京都武田病院
代表者氏名	理事長 武田敏也
所在地	〒600-8884 京都市下京区西七条南衣田町11
電話番号	(075) 312-7001